

補装具費支給の流れ（町への申請）

※福祉総合相談所への来所相談により申請される場合は流れが若干異なります。

★申請に必要な書類を準備する

指定医師による意見書・処方箋、補装具業者から見積書とカタログ、身体障害者手帳、マイナンバーがわかる書類、印かん、修理の場合は修理箇所の写真

車椅子（手押し型は「イイト」）、盲人安全つえ、歩行補助つえは処方箋不要。

★申請をする

役場福祉課窓口にて申請書を記入、上記の書類を添付してください。

交付判定

医学的・技術的判断要素が高いものは、熊本県福祉総合相談所へ判定を依頼します（町で判定する補装具もあります）。

交付決定

熊本県福祉総合相談所の判定を参考に、町が決定を行います。決定通知書を申請者へ、決定のお知らせを補装具業者へ送付します。

★補装具業者との契約

申請者と業者が契約を結びます。この契約に基づいて補装具を製作します。

★適合検査

処方箋通りに補装具が作られているか、装着者に適しているか等の確認を行います。補装具業者より検査日・検査場所のお知らせがあります。熊本県福祉総合相談所又は指定医師等により行われます。

製品検査

出来上がった補装具が処方や見積書どおりに作られたかの確認を行います。

★補装具の引き渡し

出来上がった補装具を補装具業者から申請者に引き渡します。

補装具を受け取ったら、支給券に受取りのサイン（記名・押印）をします。

a 代理受領（業者が町へ補装具費を請求）を希望される場合は、代理受領の委任状にサイン（記名・押印）をします。自己負担額がある場合は、自己負担額の支払いをし、領収証を受け取ります。

b 償還払いの場合は、補装具費の全額を支払い、領収証を受け取ります。

b 償還払いの人のみ

★補装具費の申請

役場福祉課に、補装具費を補装具業者へ支払った領収証、印鑑、振込先の口座がわかるもの（申請者名義に限る）、補装具と装着者が写った写真をお持ちください。窓口にて請求書を記入します。

- a 代理受領…町が支給する金額分の支払いを補装具業者が町へ直接請求する方式。申請者は、自己負担分だけを補装具業者へ支払う。
※町と契約をした補装具業者でなければ利用できません。
- b 償還払い…一旦、補装具費の全額を申請者が補装具業者に支払い、その後、町に申請し、町が負担する金額を申請者の口座に振り込む方式。

【来所相談による申請の場合】

事前に補装具業者との打ち合わせにより来所相談による申請にすることを決めたら、町への申請時に来所相談による申請であることを必ずお伝えください。持参するものは、身体障害者手帳、マイナンバーがわかる書類、印かんです。(補装具業者によっては、参考見積を出される場合があるので、参考見積書がある場合は、ご持参ください。)

申請書に利用される補装具業者名を必ずご記入ください。

(処方箋と正式な見積書は、来所相談後に、熊本県福祉総合相談所から町に送付されます。)

交付決定以降の流れは、通常の申請と同じです。

※来所相談については、障害種別や補装具の種目によって実施日(曜日・時間)や手続きが異なりますので、必ず予約をお願いします。

【来所相談の予約先】

熊本県福祉総合相談所 障がい者相談課

TEL 096-381-4464、096-381-4461

FAX 096-381-4412

〒861-8039 熊本市東区长嶺南2丁目3番3号